

# 新庁舎整備・現庁舎跡地活用特別委員会

## 庶務報告

### 政策経営部

- (1) DX推進の主な取組状況について (DX戦略課長)

### 総務部

- (1) 義務付け等請求控訴事件の上告受理申立てについて (総合庁舎推進担当課長)
- (2) 東棟工事費等のシミュレーション等について (総合庁舎推進担当課長)

### 施設部

- (1) 現総合庁舎敷地活用の検討状況について (施設管理課長)

庶務報告 No. 1
政策経営部
令和8年6月15日

## DX推進の主な取組状況について

DX戦略課

### 1 地域活動団体等のDX推進について

#### (1) 概要

昨年度に実施した地域活動団体等デジタル活用助成金のほか、スマホやSNSアプリの活用方法などを学ぶ出前講座や相談会、区内事業者向けデジタルツールの展示会等を今年度も継続して実施し、地域活動団体等のDX推進を支援している。

#### (2) 各事業の予定等

##### ア 地域活動団体等デジタル活用助成金

令和8年度、助成金の受付及び交付業務について自治町会は地域振興課、スポーツ団体は生涯スポーツ課へそれぞれ移管した。NPO法人やPTA等の団体に対しては、DX戦略課において引き続き支援していく。

##### 【補助概要】

団体の活動目的のために新たに行うデジタル技術を活用した事業（新規事業）を実施するための経費及び既に行っているデジタル技術を活用した事業（既存事業）に係る経費に係る助成

##### 【助成金の額】

新たに行うデジタル技術を活用した事業の場合     :    上限75,000円  
既に行っているデジタル技術を活用した事業の場合   :    上限15,000円

##### 【令和7年度実績】

合計12団体、助成金額計535,000円

##### イ 出前講座

##### 【令和7年度実績】

合計18回、参加者数計239名

## ウ スマホ相談会

令和8年度は、スマホ相談会において令和7年度末に開催した東京都公式アプリの操作支援も実施した。

### 【令和7年度実績（東京都公式アプリ操作支援含む）】

合計21回、参加者数計565名

### 【令和8年度開催日程（予定）】

月1回、年間12回のスマホ相談会を実施予定

日付	場所
令和8年4月22日（水曜日）	新小岩地区センター
令和8年5月29日（金曜日）	亀有地区センター
令和8年6月25日（木曜日）	水元学び交流館
令和8年7月29日（水曜日）	柴又地区センター
令和8年8月26日（水曜日）	青戸地区センター
令和8年9月24日（木曜日）	亀有地区センター
令和8年10月28日（水曜日）	東金町地区センター
令和8年11月28日（土曜日）	金町地区センター
令和8年12月22日（火曜日）	新小岩地区センター
令和9年1月28日（木曜日）	堀切地区センター
令和9年2月25日（木曜日）	奥戸地区センター
令和9年3月24日（水曜日）	高砂地区センター

## エ 区民や区内事業者へのDX支援

地域活動団体などが実施するDX推進について、相談をはじめ現地での構築、操作支援などを行う。

### 【令和7年度実績】

地域活動団体 : 計21件（インターネット環境の整備等）

介護事業者 : 計15件（クラウドサービスの活用等）

## オ デジタルツールの展示会・操作講習会

### 【令和7年度実績】

展示会 : 介護事業者向け1回、中小企業向け1回

ツール操作講習会 : 介護事業者向け2回、中小企業向け3回

## 2 デジタル人材の育成について

### (1) 概要

庁内のDX推進に当たっては、デジタル人材の育成が急務であり、令和6年10月から動画研修コンテンツを導入し、より専門的な知識を学べる環境を整備した。

今年度についても、動画研修コンテンツを新規採用職員の必須研修としたほか、ノーコードツールやデータ利活用ツールなどのデジタルツール操作研修を行っている。

### (2) 実施状況

ア 動画研修コンテンツ（Udemy）の活用

イ ICT・デジタル基礎研修

ウ BPRワークショップ

エ デジタルツール操作研修

(ア) ノーコードツール（<sup>ユードミ</sup> kintone、LoGoフォーム）

(イ) データ利活用ツール（Microsoft <sup>パワー</sup> Power BI）

(ウ) AI-OCR・RPA

(エ) Microsoft 365 <sup>コパイロット</sup> Copilot

### (3) ドローン操作資格取得について

街路灯の上部や高所部に取り付けられている設備、施設の天井裏など目視が困難である箇所の点検など、ドローンの活用を進めるに当たり、ドローンを操縦可能なパイロット確保についても重要な取組として進めている。操縦資格については、令和6年度に3名、令和7年度に3名が取得している。令和8年度は10名を目標にし、資格取得の対象部署の選定を進めていく。

## 3 葛飾区におけるDX推進に向けた例規（アナログ規制）点検・見直しについて

### (1) 背景・目的

本区では、区民サービスの向上及び職員の業務負担軽減を目的として、電子申請やオンライン手続等を中心としたDX推進に取り組んでいる。

一方で、条例・規則・要綱等において、人や書面の介在を前提とするアナログ的な手法や、今となっては不合理・非効率的と考えられる行為を求める古い規制（いわゆるアナログ規制）が残っている場合、DXの取組が制度面で制約を受けるケースが見られる。

このため、国（デジタル庁）が示す「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を踏まえ、葛飾区として、代表的なアナログ規制を対象に例規・運用の点検・見直しに着手する。

## (2) 点検・見直しの概要

### ア 対象

条例・規則（要綱・要領）

※改正要否により、実施要領、手引き、内部基準 等も含む。

※今後、例規システムを用いた一次的な洗い出しを元に、別途、要綱・要領の見直しに関する方針を示す。

### イ 点検・見直しを行う主なアナログ規制

(ア) 目視規制

(イ) 実地監査規制

(ウ) 定期検査・点検規制

(エ) 常駐・専任規制

(オ) 対面講習規制

(カ) 書面掲示規制

(キ) 往訪閲覧・縦覧規制

(ク) フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制

## (3) スケジュール（予定）及び進め方

### ア 令和8年5月～7月

(ア) 抽出対象キーワードの定義：デジタル庁が定義したものを基に、区におけるキーワードを整理

(イ) 情報抽出ツールの利用方法検討：定義したキーワードを基に、区例規集から条例等を抽出するプログラムをテスト実施

(ウ) 条例等の情報抽出：条例等情報抽出プログラムを実行、該当する条例

- ・規則等を抽出

- (エ) 情報整理：抽出結果を基に根拠法令等、例規集上では取得できない情報を整理

- イ 令和8年8月～10月

- 対応方針検討：整理結果を踏まえ、対応方針（案）を作成、所管課と協議・検討し、方針を確定

- ウ 令和8年11月～令和9年3月

- 対応実施：確定した方針に基づき対応を実施

#### 4 標準準拠システムへの移行

##### (1) 概要

国が定める移行期限である令和7年度末時点で標準準拠システムへの移行を16業務システム中10業務システムについて、完了した。

令和7年度末までに移行できなかった6システムは「特定移行支援システム」として、令和8年度以降も引き続き対応を行う。

##### (2) 課題

###### ア 特定移行支援システムへの対応

特定移行支援システムは、次ページの表にある移行予定時期での標準準拠システムへの移行に向けて対応を進める。

なお、事業者及び移行予定時期を未定としている収納対策システムは、現在の構築事業者が、標準化対応をしないため、新たな事業者を令和8年度中に選定する予定である。

**【表】**

システム名称	事業者	移行予定時期
収納対策システム	未定	未定
子育て支援総合システム	富士通 J a p a n	令和11年1月
生活保護システム	アイネス	令和8年10月
福祉総合システム	アイネス	令和8年10月
児童システム	アイネス	令和8年10月
保健所業務システム	日本コンピューター	令和9年3月

なお、標準準拠システムに移行したもののガバメントクラウドへの移行をしていない住民記録システムについては、将来サポートが切れる証明書発行システムと併せて、新たなシステムの調達を行っていくため、調達に向けて、広くシステム事業者から製品及びサービスに関する情報提供を受けたところである。

今後は、事業者からの情報を踏まえてシステム構成や機能要件の整理を行い、システム調達に向けた準備を進めていく。

#### イ 地方公共団体情報システム運用最適化計画の策定について

国は標準準拠システム対応後の運用経費の増加に伴い、昨年度の補正予算において運用経費を補助する地方公共団体情報システム運用最適化事業を創設した。

本事業を活用するためには、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定することが示されている。

そのため、本区は、運用経費増加要因の分析や運用経費適正化のための基本的な取組、令和8年度～令和10年度における実施予定内容や目標を定めた本計画を策定し、東京都を通じ国へ提出したところである。

**【スケジュール】**

- ・令和8年5月

「地方公共団体情報システム運用最適化計画」の提出

- ・令和8年夏～秋頃

提出した計画の審査後、補助見込額の通知

- ・令和9年1～2月  
補助金の交付申請の提出
- ・令和9年3月  
交付決定
- ・令和9年4月  
実績報告、補助金額確定、補助金交付

## 5 書かない窓口サービスについて

### (1) 概要

令和7年7月22日に戸籍住民課にて、マイナンバーカードの読取りや住民記録システムからの連携データを活かすなどの方法により、書かない窓口サービスを活用した住民異動手続を行えるようにした。戸籍住民課での稼働開始後は、画面上の入力項目や操作性などについて職員同士で検討を重ね、システム事業者へ改善の要望を行い、バージョンアップを行っている。

また、戸籍住民課以外の窓口への拡大については、令和8年1月に新小岩区民事務所に導入し、令和8年度中に亀有、高砂、堀切及び水元区民事務所に導入することを目指し調整を進めている。

### (2) 現状

書かない窓口サービスは、窓口導入後もバージョンアップにより改善を行っているが、その中で不具合が発生していることから本格的な利用には至っていない。現在、窓口サービスの安定的な稼働に向けて、システム開発事業者との調整を行いながら、システム改善を進めている。

### (3) 今後の方針

事業者との調整、システムの改善を図り、亀有、高砂、堀切及び水元区民事務所への導入時期を決定し、各窓口における本格的な利用を進めていく。

庶務報告 No. 1
総務部
令和8年6月15日

## 義務付け等請求控訴事件の上告受理申立てについて

総合庁舎推進担当課

総合庁舎技術担当課

令和7年10月2日に東京高等裁判所に控訴の提起があり、令和8年2月19日に判決の言渡しが行われた事件について、次のとおり、同年3月4日に最高裁判所に上告受理の申立てがあったため、報告するもの

### 1 第一審における控訴人の主張

葛飾区長の職にあった青木克徳がした次の各行為は、地方自治法第242条の2第1項第4号にいう「財産の処分」又は「財産の管理を怠る事実」に該当することから、被告はこれらの損害を回復するために青木克徳に対し損害賠償請求を行わなければならない。

- ①組合に対し権利変換計画について同意したこと。
- ②組合の総会において権利変換計画の議案につき賛成したこと。
- ③当該総会へ出席して反対しなかったこと。
- ④事業の権利変換に関する処分の日までに①の同意を撤回しなかったこと。
- ⑤事業の権利変換に関する処分の日までに②の賛成を撤回しなかったこと。

### 2 第一審の内容

- (1) 事件名 XXXXXXXXXX 義務付け等請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告  
別紙1原告目録のとおり
- (4) 被告  
葛飾区長
- (5) 請求の趣旨

ア 被告葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金7億1,610万2,775円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ

イ 訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求める。

(6) 第一審の判決の趣旨

ア 本件訴えのうち、1①から④までの部分を却下する。

イ 原告らのその余の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(7) 第一審の判決の理由

ア 1①は、法令上の規定に基づいてされたものではなく、何らの法的効果も有しない事実上の行為に過ぎないから「財産の処分」には当たらず、そうである以上、1④が「財産の管理を怠る事実」に当たるということもできないことから、住民訴訟の対象とならないため不適法である。

イ 1②は「財産の管理」に当たり、1③は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、本件監査請求は令和6年2月29日にされたものであり、1②については令和4年12月24日にあったものといえ、1③は同日に終わったものであるといえるため、1年の監査請求期間を徒過した後にされたものであることから、適法な監査請求の前置を欠くものである。

ウ 1⑤は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、青木克徳は議決権を行使しておらず、原告らの主張は前提を欠くため理由がない。

3 控訴審における控訴人の主張

(1) 都市再開発法においては、総会の総会決議のみでは権利変換計画は確定しないし、権利変換計画が確定する権利変換期日までは、権利変換は生じず、施行区域内の土地建物の権利は消滅しないから、本件監査請求に係る監査請求期間の起算日は権利変換期日である令和5年6月30日である。

(2) 葛飾区の住民が、区長が権利変換計画案に意見書を提出したか否かは知るすべはなく、最終的にどのような権利変換計画が確定したかを知るのは、権利変換計画の公告がなされた令和5年6月19日又は実際に権利変換処分がなされた同月30





イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(6) 上告受理申立ての理由

控訴審の判決は、法令の解釈に関する重要な事項について誤りがある。

6 事件の経過

- (1) 令和6年4月11日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年5月24日）
- (2) 令和6年7月19日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和6年10月30日 第2回口頭弁論期日
- (4) 令和7年1月28日 第3回口頭弁論期日
- (5) 令和7年5月13日 第4回口頭弁論期日
- (6) 令和7年7月22日 第5回口頭弁論期日
- (7) 令和7年9月19日 判決言渡期日
- (8) 令和7年10月2日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同月30日）
- (9) 令和8年1月20日 控訴審口頭弁論期日
- (10) 令和8年2月19日 控訴審判決言渡期日
- (11) 令和8年3月4日 上告受理の申立て（葛飾区に上告受理申立通知書が送達された後、上告受理申立理由書が裁判所に提出されたのは同年4月27日）

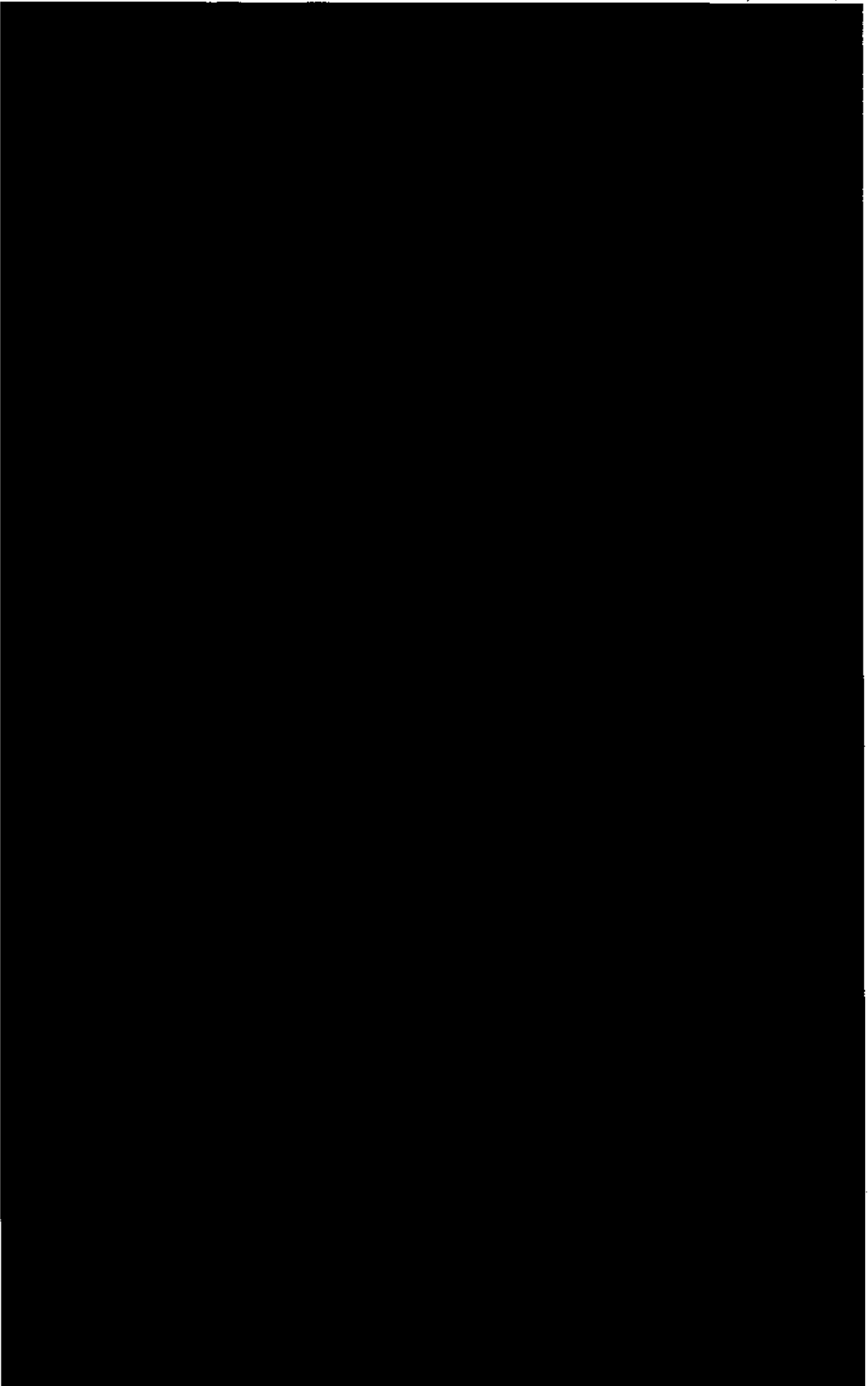
7 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力する等して対応する。

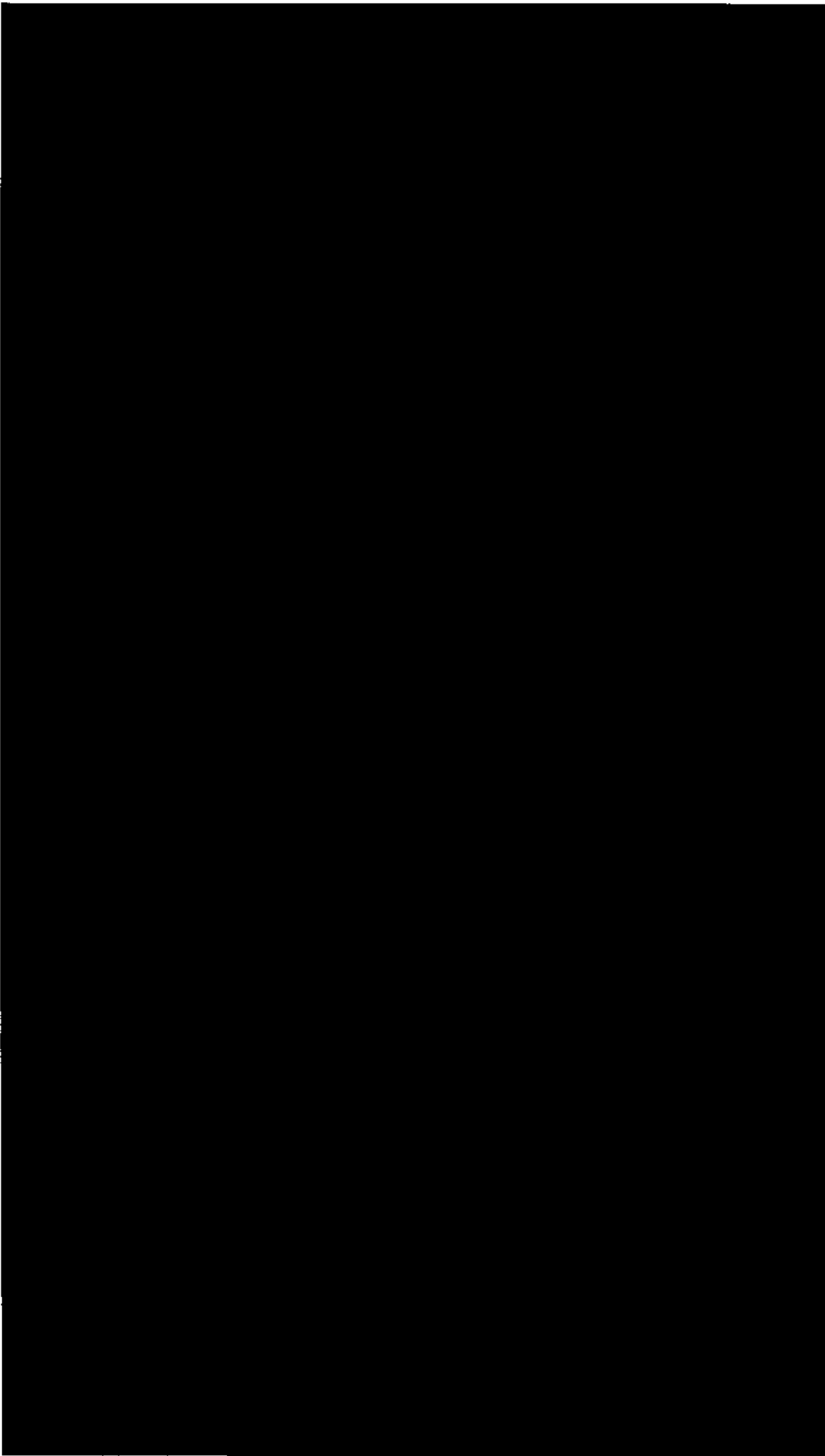
原告目録

原告番号

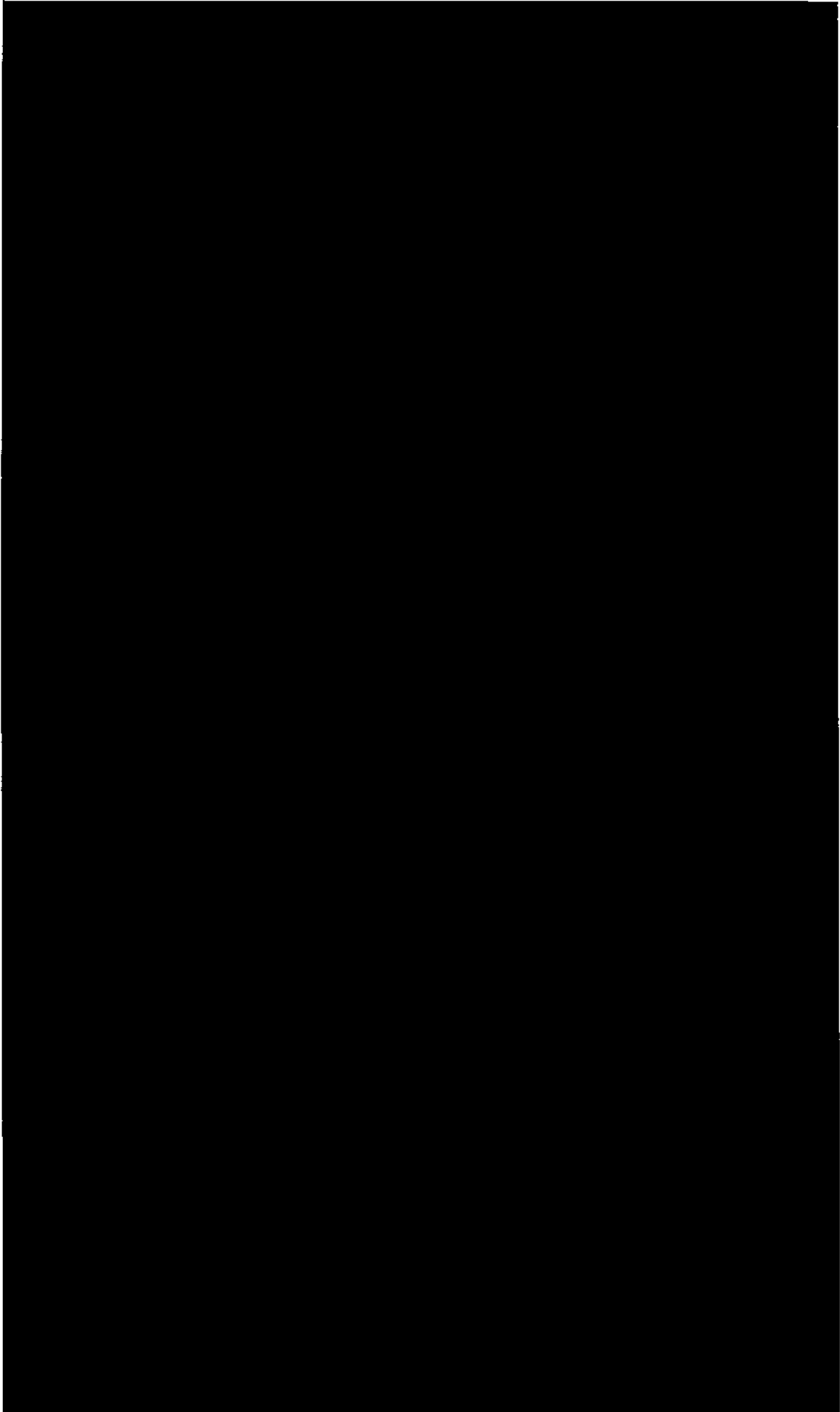
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38



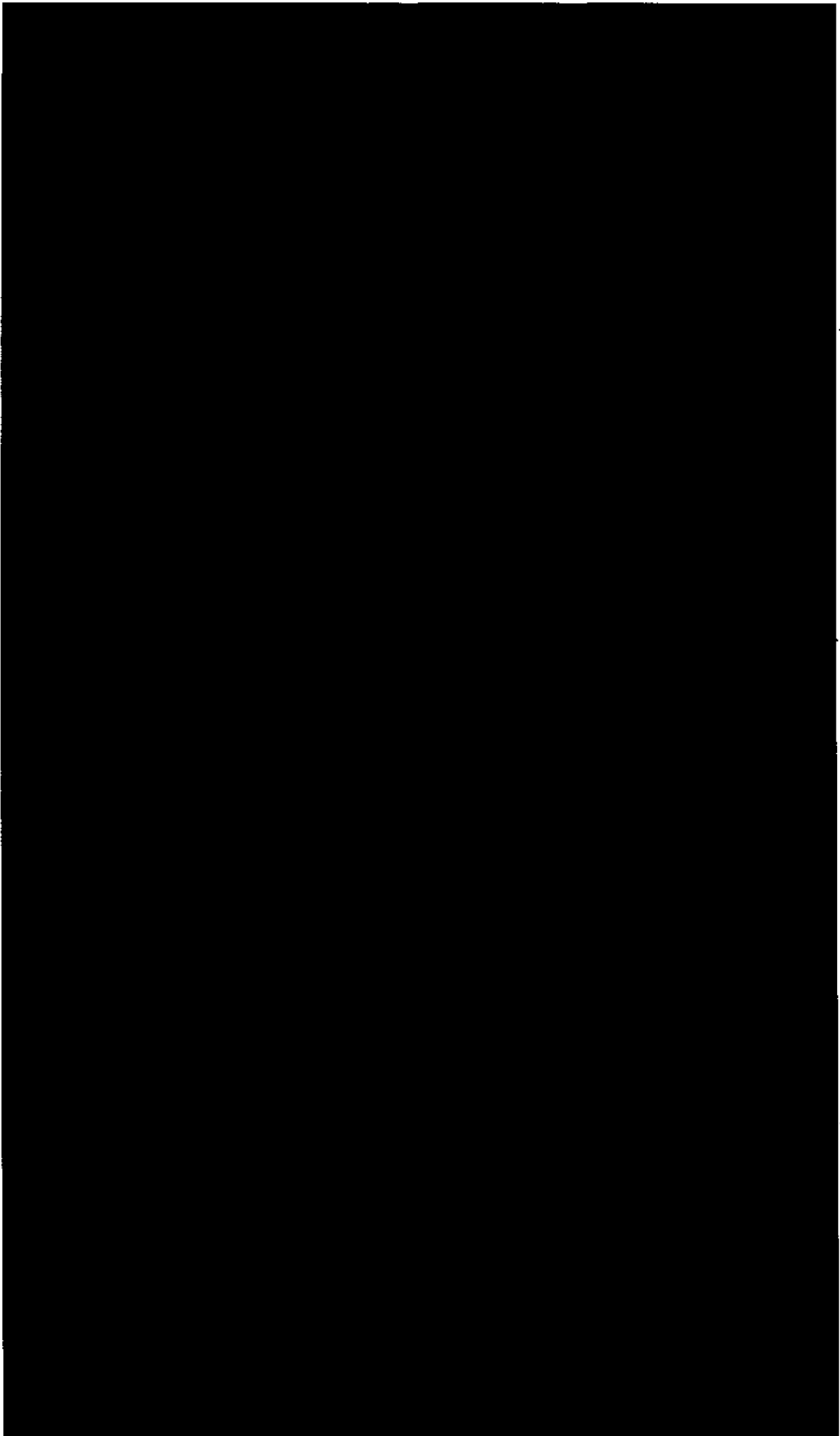
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79



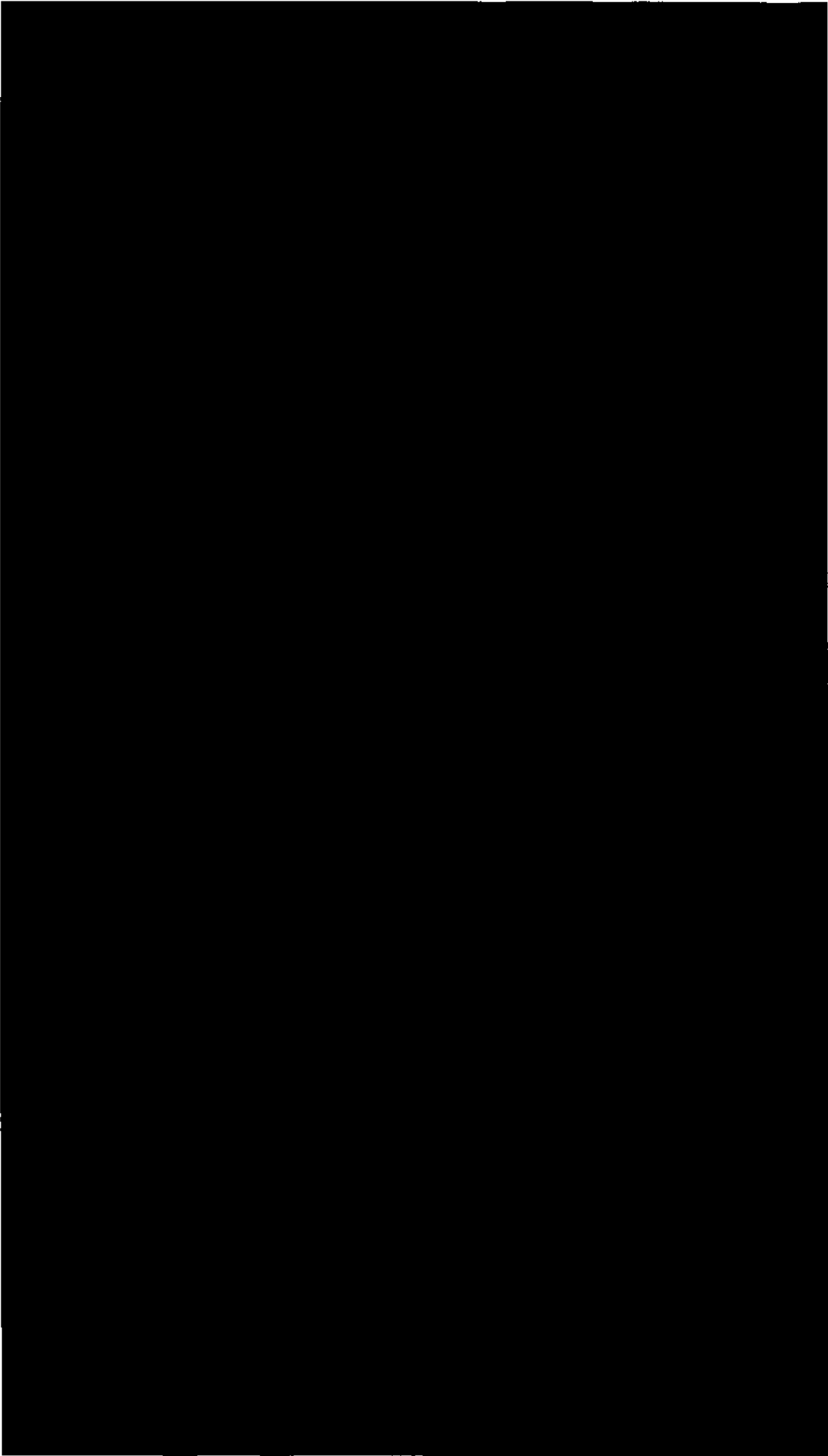
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120



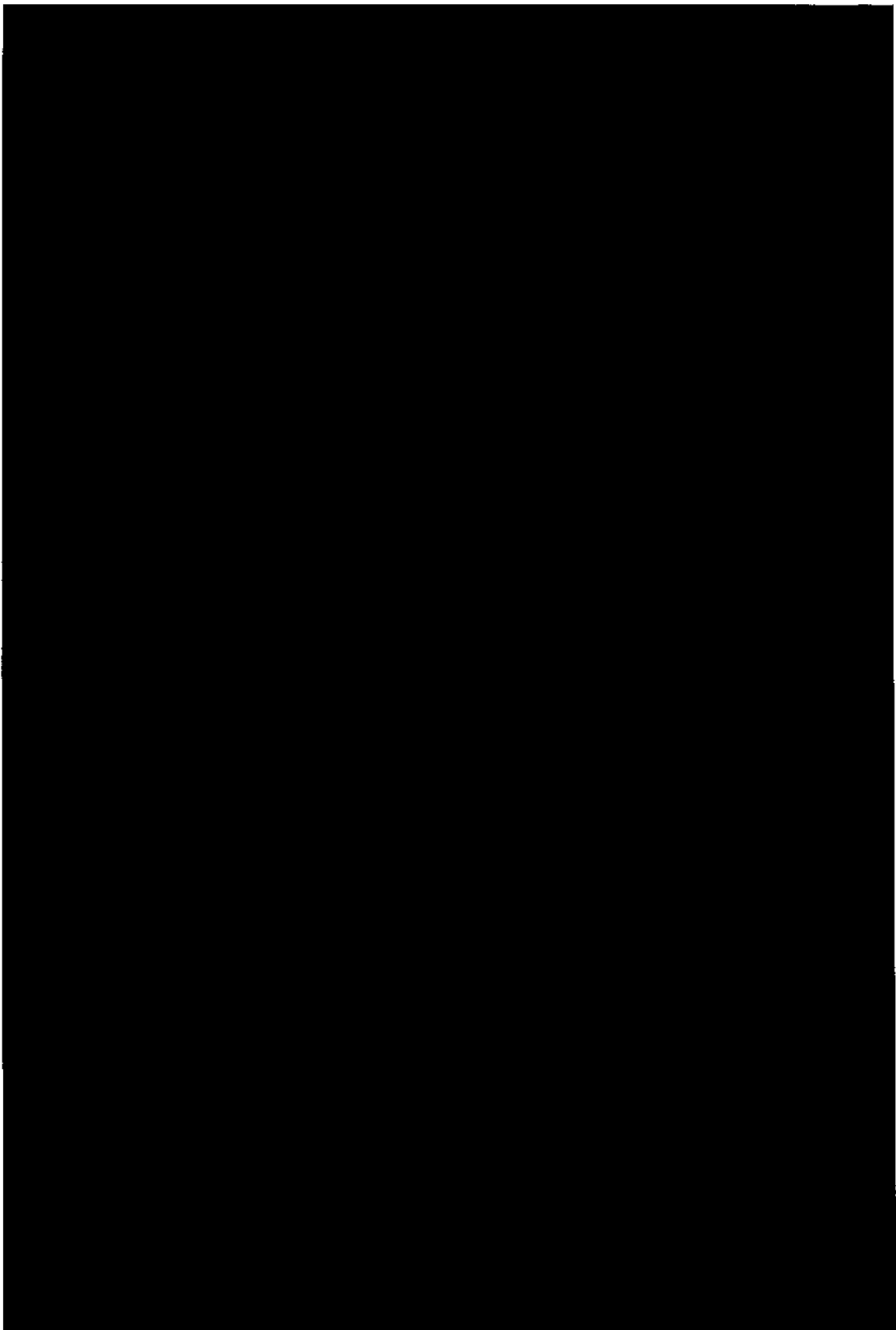
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161



162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
186  
197  
198  
199  
200  
201  
202



203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237



控 訴 人 目 録

[Redacted Table-Of-Contents]

上告受理申立人目録

[Redacted Table-Of-Contents]

庶務報告 No. 2
総務部
令和8年6月15日

東棟工事費等のシミュレーション等について

総合庁舎推進担当課  
総合庁舎技術担当課

1 趣旨

立石駅北口地区に建設される東棟については、令和7年11月に建築工事に着手し、工事が進められている。

今般、立石駅北口地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）に令和7年度分の工事費の出来高等を確認し、「東棟工事費等のシミュレーション」を更新したため内容について報告するほか、再開発組合に確認した事項等について併せて報告するもの

2 東棟工事費の令和7年度出来高及び工事費等のシミュレーションについて

(1) 令和7年度出来高

工事請負契約額 (令和7年10月)	令和7年度出来高	(出来高割合)
471.42億円	11.33億円	2.4%

(2) 東棟工事費等のシミュレーション

別紙のとおり

3 各年度の支払い手続きについて

工事請負契約書（案）「5. 請負代金の支払（1）施設建築物等新築工事」に記載の内容（一部抜粋）は次のとおり

初年度	～年度末に出来高が上記金額（＝着工時支払額）に達しない場合は、その差額を2026年2月末までに返金する。
-----	------------------------------------------------------

2年度目以降	第2回以降：各年度の3月の完了検査合格後、請負者の請求により10営業日以内に、当該年度の出来高の100%を支払う。 但し、最終回の支払いに関しては、竣工引渡し1か月後に前年度分以降の出来高の100%を支払うものとする。
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

また、当該再開発事業には補助金が交付されており、補助金関係を含めた各年度の金額確定の流れは、概ね次のとおりである。

～2月	3月（検査）までの工事出来高（見込み）を確定
3月中	（補助金）検査実施
3月末	（補助金）実績報告書を提出
3月末～	（補助金）補助金の“確定”手続き

初年度は着工時の支払いがあるため、出来高（見込み）がこれに達しない場合は、3月の検査受検に際し、過払いの状況にならないよう差額を再開発組合に戻すことから、上記の記載内容となっている。

なお、今回の出来高については、着工時の支払額に達しており、返金は生じていないとのことである。

#### 4 再開発組合の金融機関からの借入状況について

金融機関	借入額	備考
住宅金融支援機構	6.00億円	令和7年3月31日現在
民間金融機関	17.04億円	令和7年3月31日現在

※ 借入利率については、非公表の取扱い

## 東棟工事費等のシミュレーション

## 1 前提条件

- ・工事費は、令和12年3月まで建設物価指数に比例して上昇
- ・令和12年3月時点の工事費は、令和7年度11.33億円、令和8～11年度の各年度ごとに、残額の1/4相当額を支出（建設物価指数上昇率を年5.0%とする。）
- ・令和12年3月時点の区床取得負担金計の額は、令和12年3月時点の工事費の額に、令和7年10月時点の工事費に占める区床取得負担金計の割合を乗じた額とする。

## 2 参照データ

	R4.7	R7.10	R8.4	R12.3
建設物価指数 (東京・RC造・ 事務所・工事原価)	114.40	140.40	143.50 暫定値	173.89 ※推計値
上昇率	100.00%	122.73%	125.44%	152.00%

※推計値 令和4年7月から令和8年4月までの建設物価指数の上昇率が令和12年3月まで継続すると仮定

## 3 令和7年10月時点（工事請負契約締結時点）の工事費等

工事費：471.42億円

区床取得負担金計：352.76億円

## 4 令和12年3月時点のシミュレーション（小数点3位以下四捨五入）

令和7年度支出額：11.33億円

令和8年度支出想定額： $(471.42 \text{ 億円} - 11.33 \text{ 億円}) \times 1/4 \times (100 + 5.0) \% = 120.77 \text{ 億円}$

令和9年度支出想定額： $(471.42 \text{ 億円} - 11.33 \text{ 億円}) \times 1/4 \times (100 + 5.0 + 5.0) \% = 126.52 \text{ 億円}$

令和10年度支出想定額： $(471.42 \text{ 億円} - 11.33 \text{ 億円}) \times 1/4 \times (100 + 5.0 + 5.0 + 5.0) \% = 132.28 \text{ 億円}$

令和11年度支出想定額： $(471.42 \text{ 億円} - 11.33 \text{ 億円}) \times 1/4 \times (100 + 5.0 + 5.0 + 5.0 + 5.0) \% = 138.03 \text{ 億円}$

工事費計：528.93億円

区床取得負担金計：528.93億円  $\times$  74.83%（※令和7年10月時点の工事費に占める区床取得負担金計の割合） = 395.80億円

（令和7年10月時点の工事費に占める区床取得負担金計の割合：352.76億円 / 471.42億円 = 74.83%）

時期	建設物価指数			備考
	実数値	前回予測時点の数値	実数 - 予測	
平成27年	100.00	100.00	0.00	基準年
令和4年7月	114.40	114.40	0.00	
令和6年4月	129.30	129.30	0.00	
令和6年8月	132.20	132.10	0.10	
9月	133.70	132.81	0.89	
10月	133.50	133.52	-0.02	
11月	133.40	134.22	-0.82	
12月	134.90	134.93	-0.03	
令和7年1月	135.00	135.64	-0.64	
2月	135.10	136.35	-1.25	
3月	135.90	137.06	-1.16	
4月	136.00	137.76	-1.76	
5月	137.00	138.47	-1.47	
6月	138.50	139.18	-0.68	
7月	138.50	139.89	-1.39	
8月	138.80	140.60	-1.80	
9月	140.30	141.30	-1.00	
10月	140.40	142.01	-1.61	工事契約締結
11月	140.80	142.72	-1.92	
12月	142.00	143.43	-1.43	
令和8年1月	142.60	144.14	-1.54	
2月	142.70	144.84	-2.14	
3月	142.90	145.55	-2.65	
4月	143.50	146.26	-2.76	

現総合庁舎敷地活用の検討状況について

施設管理課

1 趣旨

これまで、現総合庁舎敷地及び建物の活用並びに現総合庁舎の取扱いについて検討を進めてきたが、立石駅周辺の街づくりの進捗などの変化する社会状況を踏まえ、これまで示してきた敷地活用案について改めて検討を行う必要が生じている。

また、区内の大規模救急病院は老朽化や機能の充実のため建替えの検討が進められており、現地での建替えが困難な場合には、区外への移転が検討される可能性がある。

以上を踏まえ、東京都との共有財産である現総合庁舎敷地の活用の取扱いについて、今後の検討の方向性を示すもの

2 立石地域における大規模救急病院について

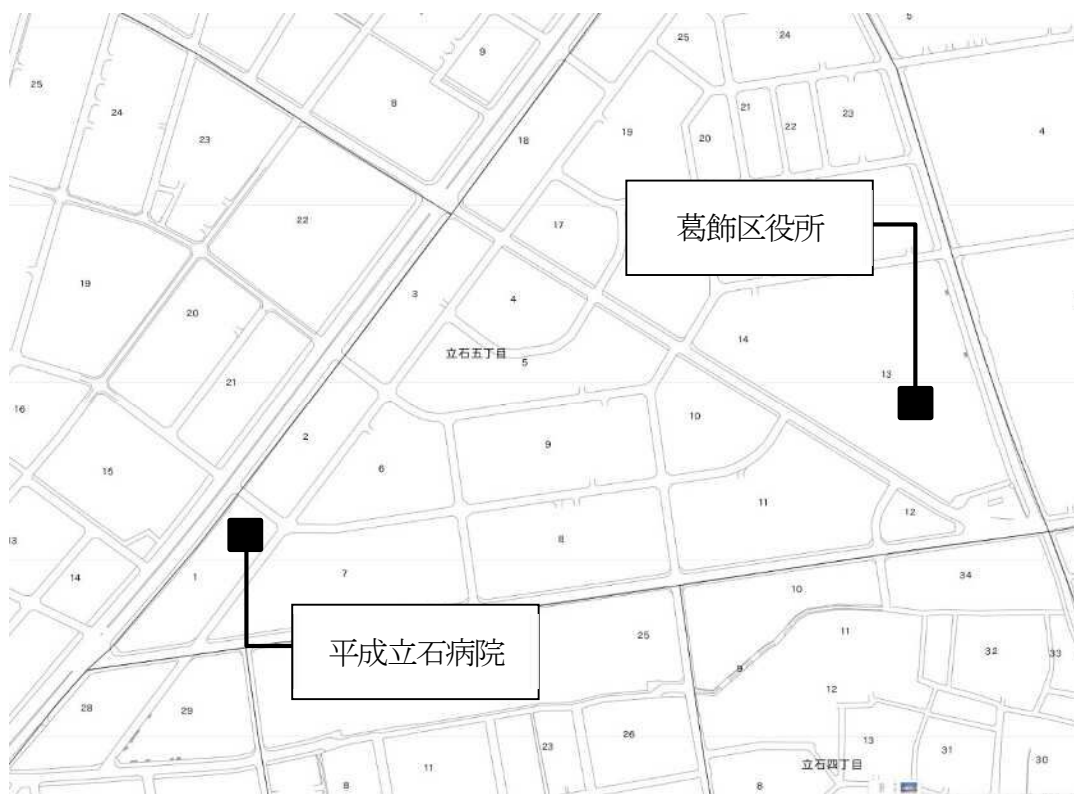
立石地域には、東京都指定二次救急医療機関及び東京都災害拠点病院として平成立石病院が所在しており、区の救急医療及び災害対応における拠点機能を担っている。

平成立石病院では、建物の老朽化等を背景に建替えを検討しているが、現地及び周辺の民有地での建替えには課題があることから、建替候補地を探している。

(1) 平成立石病院の基礎データ

病院名称	社会医療法人社団正志会 平成立石病院
所在地	葛飾区立石五丁目1-9
竣工年度	2002（平成14）年度
敷地面積	2,354㎡
延床面積	11,486㎡

## 位置図



### (2) 平成立石病院が現時点で希望する建替規模

病床数	300～350床程度
敷地面積	12,000～14,000㎡程度
延床面積	24,000～28,000㎡程度
立地	現施設周辺を想定している。

### (3) 建替規模に合う公有地について

立石地区公共施設の位置については、別紙1のとおり

現時点では、平成立石病院が希望する建替規模に適合し得る敷地面積を有する公共施設は、現総合庁舎敷地か立石中学校・清和小学校敷地に限られる。

## 3 東京都との協議状況について

東京都とは、共有財産である現総合庁舎敷地及び建物の取扱いについて、双方の考え方の共有を行っている。東京都においても、都庁内での活用意向の確認等、今後、将来を見据えた検討を進める予定と聞いている。

葛飾区としては、現総合庁舎敷地等の共有財産の取扱いについて、引き続き東京都と協議を進める。

#### 4 基礎杭について

現総合庁舎の地中には、約720本の杭が存在する。その内訳は、長さ約15mの杭が約680本、長さ約45mの杭が約40本である。

現総合庁舎敷地を売却又は貸与する場合、契約内容等によっては、杭を全て撤去する必要がある可能性がある。

現総合庁舎敷地等の活用の検討にあたっては、基礎杭の取扱いについても整理が必要である。

#### 5 今後について

現総合庁舎敷地の活用にあたっては、区内救急医療体制の維持・向上、平成立石病院の区外移転の回避を図るため、同病院との協議を行い、病院側が希望する敷地などの条件（面積、立地、時期等）を確認する。あわせて、提供可能な公有地の条件を整理し、大規模救急病院の建替用地の確保について検討を進める。

これらを踏まえ、現総合庁舎敷地の跡地活用について、区として敷地分割を含む活用手段を検討するとともに、共有財産である当該敷地及び建物の取扱いについて、東京都と協議・調整を行う。

今後、区民サービスの確保及び区有財産の有効活用を考慮に入れ、活用の方向性を検討する。

# 総合庁舎周辺図



【凡例】  
■ : 公共施設  
(敷地面積)  
● : 民間施設